

# 金融商品と公正価値評価

## — 「原則主義」対「細則主義」の視点から

古賀 智敏

神戸大学

### 要 旨

本稿は、金融商品と公正価値評価に焦点を置き、基準設定をめぐる「原則主義」対「細則主義」の視点から、金融商品会計基準のコンバージェンスの論点と課題を浮き彫りにすることを主たる課題とするものである。

会計基準のコンバージェンスを推進しようとする場合、基準設定アプローチとして「原則主義」に立つか、「細則主義」に立つかによって対応は著しく異なる。金融商品会計基準の基底をなす原則ルールに関しては、各国の会計基準において一定の合意が得られており、このレベルでの会計基準のコンバージェンスは比較的容易に達成可能である。しかし、基準の具体的細則については、多様な取り扱いが存在し、基準のコンバージェンスは容易ではない。とくに公正価値概念に関して、具体的・個別的・状況関連的概念としての公正価値は、それぞれの状況に即して多面性をもつが、その中核をなすのは「現在価値（主観価値）」としての公正価値概念である。また、金融商品の公正価値評価の原則規定の例外をなすものとして、①有価証券の保有目的区分による会計、②金融負債の評価、および③ヘッジ会計の3つが例示される。これらは原則と細則との整合性の観点から検討すべきであるとともに、細則ルール間の差異のコンバージェンスの側面から対処すべきである。

以上の考察を踏まえて、金融商品会計について理念的原則ルールとしては包括的公正価値会計が支持されるが、実践的適用可能性や会計制度の独自性の観点から、簡便な処理方法や代替的方法が認められている現在、「理論的整合性」対「実践的適用可能性」、「独自性」対「比較可能性」、および「原価」対「時価」の3つが金融商品の会計基準のコンバージェンスに向けて解決されるべき論点として提示される。

近年の会計基準のコンバージェンスは、大きく認識面における資産負債アプローチの浸透と測定面における公正価値評価の拡充化の方向で国際的に収斂しつつある。その典型例をなすのが金融商品の会計基準である。デリバティブ等の金融商品は、未履行契約であれ、それが資産負債の認識要件を満足するのであれば資産・負債として認識し、公正価値で評価されなければならない。このような金融商品の認識・測定原則は、いわば「将来キャッシュ・フローの凝集」としての金融商品の経済的実質を反映するものであり、金融商品の属性に適合するものとして支持される。しかしながら、複雑かつ難解な金融取引の具体的な処理のための実践的細則（ルール）については、各国の実務実態に即して完全に収斂することは容易ではない。問題は、金融商品会計基準のコンバージェンスをどのレベルで目指すか、つまり、金融商品の会計基準を原則ベースで構築しようとするのか、細則ベースで構築しようとするかである。

本稿は、金融商品と公正価値評価に焦点を置き、基準設定をめぐる「原則主義」対「細則主義」の視点から、金融商品会計基準のコンバージェンスの論点と課題を浮き彫りにすることを主たる課題とするものである。

## 1 会計基準のコンバージェンスと基準設定アプローチ —「原則主義」対「細則主義」

会計基準のコンバージェンスを推進しようとする場合、まず基準設定アプローチとして「原則主義」に立つか、「細則主義」に立つかによって対応は著しく異なる。一般に原則主義とは、(a)原則がより広く適用され、それに対応する例外規定が少なく、かつ、(b)基準の適用にあたって解釈指針や実務指針がより少

ない基準設定アプローチをいう（FASB2002, p. 5）。しかし、会計基準はすべて程度の差こそあれ、何らかの形で原則と実践的指針との組み合わせによって構成されているので、原則主義か細則主義かは相対的であるにすぎない。要は、原則主義は基準の精神や趣旨といった抽象的包括規定に焦点を置くのに対して、細則主義は具体的評価規定に焦点を置く点に特徴があるといえる（詳細は、古賀2007 aを参照されたい）。

基準設定をめぐる「原則主義」か「細則主義」かは、アングロ・サクソン諸国においてもそのスタンスが異なっている（詳細は、古賀2007 bを参照されたい）。端的に言えば、「真実かつ公正な概観（true and fair view）」の原則に基づくイギリス会計基準とその影響の強い国際会計基準は原則主義指向的であるのに対して、訴訟防衛が強いアメリカ会計基準は膨大な細則規定を具備した細則主義指向的であり、また、その両者の影響下にあるカナダ会計基準は原則主義と細則主義の中間に位置づけられるといえる（Gaa2007, p. 89；古賀2007 b, 15-16頁）。

カナダでは、1980年頃まで「発展的」アプローチ（evolutionary approach）という基準設定アプローチが採られてきた（Gaa2007, p. 91）。これは設定された基準が適用されていく中で、その基準に暗黙的に内在する原則を把握し、それを新規の問題に適用していく基準設定アプローチであり、原則と細則との組み合わせによる基準設定の方法といえる。その後、1980年カナダ勅許会計士協会（CICA）基準設定特別委員会報告（SCOSS報告）も基本的に原則主義を踏襲しつつも、監査人が受容し得る最小限の会計実務レベルを規定し、法的訴訟に対抗するための詳細な会計ルールが設定されてきた。し

かし、金融商品の会計基準（CICA, Sec. 3855）に例示されるように、カナダ基準はアメリカ基準ほど詳細な指針をなすものではなく、イギリス型原則主義の影響が窺われる点に留意されたい（Gaa2007, pp. 93-94）。

「原則主義」対「細則主義」をどのように解し、いずれを支持するかは論者によって相違する（詳細は、古賀 2007 a, 7-9 頁）。

第1の見方は、原則主義か細則主義かは単なる詳細度の差異にすぎないとみる「細則規定の連続帯アプローチ」である。この立場では、細則主義に依拠したアメリカ会計基準も概念フレームワークから導かれた原則に基づくという意味では原則主義であり、これに取り扱い上の例外規定や詳細な実務指針が付加されたにすぎないとされる（Schipper 2003）。

第2の見方は、原則主義と細則主義とを単なる程度の問題としてではなく、それとは異なった経済的実質主義の立場から原則主義を規定する「経済的実質アプローチ」である（Tweedie and Whittington 1990）。「真実かつ公正な概観」を財務報告の最高原則とし、必要であれば細則ルールをも凌駕し得るとするイギリス会計基準などの立場がそうである。

また、第3の見方は、AAA 財務会計基準委員会の概念指向の会計基準（concept-based standard）にみられる基準設定アプローチである（AAA 2003）。これも取引の形態よりも経済的実質に焦点を置く点では上記の「経済的実質アプローチ」と同様であるが、具体例等の実務指針をより積極的に取り込む点では上記の「細則規定の連続帯アプローチ」と類似性をもつといえる。

以上、3つのアプローチの中で、細則規定の連続帯アプローチでは「原則主義」対「細則規定」の議論は細則規定の程度をいかに設

定するかになるが、詳細度の適切なレベルを求めることは何ら新しい基準設定の哲学をもたらすことにならない（Alexander2007, p. 60）。また、イギリス型経済的実質アプローチも AAA 概念指向型アプローチとともに細則規定とは異なった経済的実質の反映を最優先原則として措定する点では共通であるが、AAA アプローチは原則から出発しつつシステムチックに、かつ、オペレーショナルに基準の体系化を意図した点に特徴があるといえる。

まず、AAA 概念指向アプローチを参考にしつつ、金融商品会計基準の原則ルールのコンバージェンスを考えてみたい。

## 2 金融商品会計基準の基底をなす原則ルール

IASC 討議資料（1997）並びに JWG スペシャル・レポート（2000）の視点から、IAS 39 の金融商品の会計基準の基底には、大きく4つの原則が含まれていることがわかる。(1)「資産・負債の認識と認識中止の原則」、(2)「公正価値測定 of 原則」、(3)「利益認識の原則」、および(4)「リスクヘッジ・開示の原則」、の4つである。

上記(1)は、資産・負債の認識基準に関するものであり、明らかに財務会計の概念フレームワークによって基礎づけられている。上記(2)は、金融商品の公正価値は、将来キャッシュ・フローを現在の市場収益率で割り引いた現在価値であるとする資本市場の理論に基礎づけられている。上記(3)は、金融商品の公正価値の増加額は、現在の市場の収益率を稼得するために投資された貨幣資本の余剰分としての利益をなすとする資本市場概念と整合性をもつとともに、将来キャッシュ・フローの予測を財務報告の目的とする会計の概念フレ

ームワークとも整合性をもつ。なお、上記(4)に関して、IASC 討議資料 (1997) ではリスクヘッジに対するヘッジ会計の原則を提示しているのに対して、JWG ではヘッジ会計に代えてリスク開示の原則が提示されている点に留意されたい。

以上の議論を踏まえて、いま、AAA 財務会計基準委員会の概念指向アプローチを援用した場合、金融商品の会計基準の基底をなす原則ルールは、次のように体系づけることができる (AAA 2003 ; pp. 79-80 ; また、同様のアプローチについては古賀 2007 a, 10-12 頁を参照されたい)。

- (1) 「金融商品会計は、金融商品に係る取引を対象として、その経済的実質を十分に表示するものでなければならない」—対象の経済的実質の表示

概念指向アプローチのもとでは、基準の対象をなす特定の取引について、基底をなす経済的実質 (underlying economics) を表示する記述を含むものでなければならない。金融商品を対象とする会計基準は、将来キャッシュ・フローのための契約上の権利または義務という金融商品の属性を踏まえて、その取引の経済的実態を反映するものでなければならない。

- (2) 「金融商品の認識並びに認識の消滅にあたっては、概念フレームワークとの整合性を図りつつ、可及的に金融商品の経済的実質の認識とその消滅を図らなければならない」—金融商品の認識可能性

金融商品は、資産・負債概念を満たす項目だけが財務諸表上で認識されなければならない。また、金融商品の契約上の権利の行使・売買、または契約上の権利に対する支配が他に移転したときに、そ

の消滅を認識しなければならない。

- (3) 「金融商品は、その経済的屬性に照らして公正価値で評価し、金融商品の経済的実質を適切に反映するものでなければならない」—金融商品の公正価値評価

金融商品の公正価値評価は、「公正価値=将来キャッシュ・フローの現在価値」という資本市場概念に符合するとともに、将来キャッシュ・フローの予測という概念フレームワークの財務報告目的とも最も適合するものである。

- (4) 「金融商品の情報開示は、企業のリスク・ポジションの経済的実質を適時に情報利用者に伝達するものでなければならない」—金融商品に係るリスク情報の明瞭開示

企業の重要な財務リスク・ポジションとリスク管理方針に関連させて、適切かつ適時な情報開示は、企業の将来の不確実性予測に資するものであり、財務会計の概念フレームワークとの整合性をもつ。

以上の金融商品会計の原則ルールに関して、各国の会計基準において一定の合意が得られており、このレベルでの会計基準のコンバージェンスは比較的容易に達成可能であろう。しかし、基準の具体的細則については、以下のように、多様な取り扱いが存在し、基準のコンバージェンスは決して容易ではない。

### 3 公正価値概念と細則ルールの多面性

IASB 討議資料 (2006) は、金融商品会計を含めて公正価値に関する包括的かつ統一的な公正価値測定の体系化を図るものである。このような公正価値概念がどのように把握され得るかを要約的に示したのが「図表1」および「図表2」である。そこでは、次の3点

が指摘できる。

- (1) IASC 基準, SFAS 157 は公正価値概念について焦点を置く側面や内容の詳細さにおいて差異がみられるが, ともに「抽象的概念—媒介概念—具体的概念」の概念構造に基づき, 公正価値概念を規定し得る点では共通である(「図表1」参照)。
- (2) いわば原則ルールとしての抽象的・普遍的・超歴史的概念としての公正価値については, IASB 基準も SFAS 157 も実質的に同様であり, また, 抽象的概念としての公正価値を具体的概念としての公正価値に変換する媒介ルールもともに市場参加者の視点に立ち, 評価の信頼性など概念フレームワークとの整合性が図られている点でも同様である。具体的概念として規定された細則ルールについても, 両者ともに活発な市場の有無による市場価値とのリンクを重視する点で共通性をもつ。
- (3) 公正価値概念はそれが経営者個人の主観的評価に基礎づけられたものなのか, 市場参加者の合意によって客観的に成立したものなのかによって, 「主観的公正価値」概念と「客観的公正価値」概念とに区分される。市場参加者の視点という価値フィルターを重視する IASB 基準並びに SFAS 157 は客観的公正価値概念に焦点を置くのに対して, 市場が十分に完備していない多くの金融商品の場合, 経営者の仮定と見積もりに基づく主観的公正価値概念に依拠せざるを得ない(「図表2」参照)。

まず, 「図表1」に示されるように, IASB 基準も FASB 基準も活発な市場の有無に焦点を置く「交換価値=市場価値」指向である

点では共通である。活発な市場が成立している場合には市場価値(市場価格に基づく価額)を公正価値とするのに対して, このような市場が成立していない場合, 合理的な評価方法によって算定された価額によるものとする。わが国実務指針もまた同様である(第47-55頁)。しかし, 適用すべき市場価格として売却時価を採るか, 購入時価を採択すべきかについては, 細則ルールの取り扱いはずしもイコールではない。FASB 基準は公正価値測定の目的は, 測定日において資産の売却によって受け取ったり, 負債の移転に対して支払うであろう価格, つまり, 出口価格(売却時価)に焦点を置く(SFAS157, par. C26)。他方, IASB 基準も売却時価の適用に向かって動きつつあるが(IAS39), 従来, IFRS ではこの点については明確にされてこなかった(Cairns 2007, p. 13)。

このような細則ルールとして多様な側面をもつ公正価値概念を理論的にはどのように体系づけることができるであろうか。この問題に対処するために提示したのが, 「図表2」である。ここでは, 次の2点が示されている(詳細は, 古賀 2000, 2001, 2004 を参照されたい)。

- (イ) 完全競争・完備した市場のもとでは, 資本市場理論に基づき, 「現在価値(主観価値)=市場価値(客観価値)」が成立する。この場合, 金融商品の公正価値は, 「類似の条件とリスクの商品に対する現在の市場収益率で割り引かれた将来キャッシュ・フローの現在価値」を表す。
- (ロ) 不完全競争・不完備な市場のもとでは, 必ずしも「現在価値(主観価値)=市場価値(客観価値)」は成立しない。たとえば, 流動性の低い商業ローンの場合, 金融商品の価値には何らかの「無形的な」特性(貸

図表 1 公正価値概念—IASB 基準と SFAS 157

【IASB 基準】

「独立第三者間取引」において、取引の知識がある自発的な当事者間で、資産が交換されうる、または負債が決済されうる金額」(IAS39, par.9)

価値基準：  
市場参加者の視点／評価の信頼性

・活発な市場がある場合：公表された相場価格（買呼値、売呼値等）  
・活発な市場がない場合：評価技法（DCF 法、オプション評価モデル等）

【SFAS 157】

「測定日において、市場参加者間の正規の取引で、資産を売却することによって受け取られたり、又は負債を移転することによって支払われるであろう価格」(par.5)

価値基準：  
市場参加者の視点／概念フレームワークとの整合性

評価技法

- ・マーケットアプローチ
- ・インカムアプローチ
- ・コストアプローチ

評価技法へのインプット・データ

公正価値の階層モデル

- ・第1レベル－活発な市場の相場価格
- ・第2レベル－その他の相場価格
- ・第3レベル－観察困難な市場データ

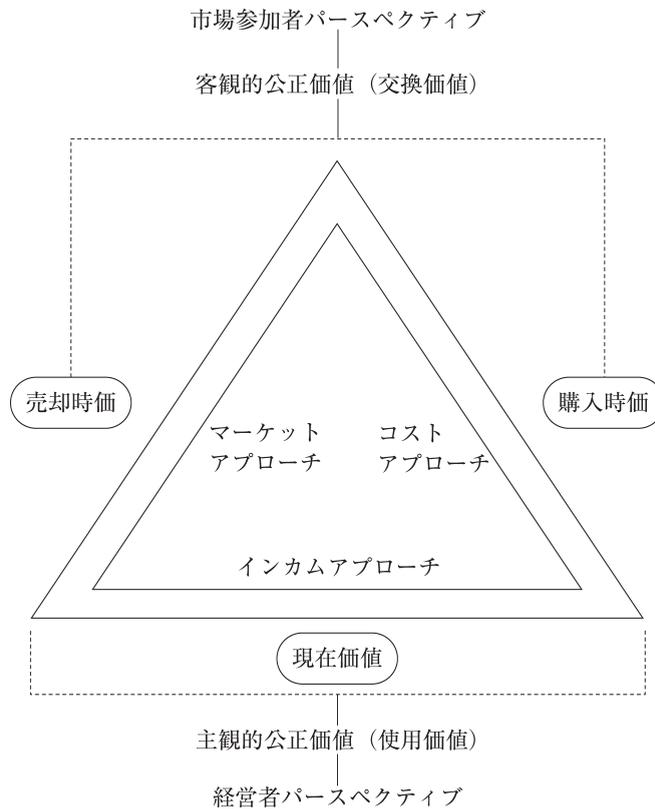
出口（売却）価格指向  
(par.C26)

抽象的・普遍的・超歴史的概念としての公正価値

媒介ルール

具体的・個別的・状況関連的概念としての公正価値

図表2 公正価値概念の特性



(出典：古賀 2004, 「図表3」を参考に加筆・修正)

手の経験，借手との関係など）に依存する。このような場合，何らかの形で将来キャッシュ・フローの現在価値計算（インカムアプローチ）に依存せざるを得ない。

以上，要するに，具体的・個別的・状況関連的概念としての公正価値は，それぞれの状況に即して多面性をもつが，その中核をなすのは「現在価値（主観価値）」としての公正価値概念である。つまり，「公正価値＝市場価値（客観価値）」が成立するのは完全・完備市場という理想的・特殊な状況にすぎず，多面性をもつ公正価値概念に共通するのは現在価値としての主観的公正価値といえる（Barth & Landsman 1995；AAA 財務会計基準委員会 2000）。この場合はまた，ゴーイ

ング・コンサーンとしての企業価値に焦点を置く投資者の関心とも符合するのである。

#### 4 公正価値測定をめぐる議論

金融商品の公正価値測定をめぐる主要な論点として，前述の公正価値の概念規定の問題の他に次の2つの問題がある（「図表3」参照）。

- (1) 金融資産・負債に対する公正価値測定  
の適用範囲について，IAS 39はデリバティブ資産・負債のほかに，広く売買目的の金融資産・負債に対して公正価値測定を適用する点で，IASB基準並びに日本基準よりも包括的である。とくに金融

図表3 金融商品の会計基準をめぐる論点

項 目	IASB 基準, FASB 基準, 日本基準	論 点
<p>公正価値概念をめぐる議論 (定義・内容・適用アプローチ等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公正価値（時価）の測定について相場価格（活発な市場が存在する場合）、または適切な評価技法（活発な市場が存在しない場合）を採用する点では共通</li> <li>• IAS 39 では、相場価格の適用について、 (イ) 保有資産または発行予定の負債では入口価格（買呼値）、(ロ) 取得予定の資産または発行済の負債では出口価格（売呼値）として、FASB 基準や日本基準より一層明示的（AG 72 項）</li> <li>• JWG は出口価格（exit price）を公正価値に関するより適切な測定値として提示（par.4・2）</li> <li>• ASBJ 専門委員会は公正価値の定義を出口価格のみに限定せず、測定目的に合わせて入口価格と出口価格との使い分けをコメント（IASB「公正価値測定」に関する2007年5月21日付 コメント）</li> </ul>	<p>公正価値測定として出口価格に限定すべきか、出口価格、入口価格の使い分けか。このような公正価値概念について見解が分かれるのはなぜか。そもそも公正価値とは何か。 (→「図表②」公正価値概念の特性」参照)</p>
<p>包括的公正価値の適用をめぐる議論（適用の範囲等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAS 39 では、デリバティブ資産の他に、広く価格の短期的変動に伴う利益獲得を意図した売買（トレーディング）目的の金融資産について公正価値測定；FASB 基準および日本基準では、通常、デリバティブ資産並びに特定の有価証券についてのみ公正価値測定</li> <li>• IAS 39 では、デリバティブ負債並びに売買目的の負債について公正価値測定；FASB 基準および日本基準では、デリバティブ負債以外は一般に償却原価（または債務額）</li> <li>• JWG では、金融負債についても公正価値測定（出口価格）；企業の信用度の低下（信用リスクの増加）に伴う利得も同様に認識（par.4・55）</li> </ul>	<p>金融商品の公正価値測定は、理論的にどこまで拡大されるべきか（デリバティブ、売買目的の有価証券その他など）とくに金融負債について、自社の信用リスクの増大による利得の認識は妥当か。</p>
<p>ヘッジ会計をめぐる議論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヘッジ会計の方法について、IASB 基準並びに FASB 基準では公正価値の変動リスクを対象とするか（公正価値ヘッジ）、キャッシュ・フローの変動リスクを対象とするか（キャッシュ・フロー・ヘッジ）によって区分；日本基準では、両者をヘッジ対象とする点では同様であるが、繰延ヘッジ会計を原則ルールとし、時価ヘッジ会計の選択適用方式</li> <li>• 日本基準では、金利スワップ、為替予約について特例処理の容認</li> <li>• JWG では、包括的公正価値会計の導入のもとではヘッジ会計という人為的会計技法は不要（par.7・5）</li> </ul>	<p>IASB 基準並びに FASB 基準のように、「公正価値ヘッジ」と「キャッシュ・フロー・ヘッジ」区分方式によるべきか。また、包括的公正価値会計のもとでは、ヘッジ会計は不要となるか。</p>

負債についての公正価値測定を適用すべきかどうかは議論の分かれるところであり、どの範囲まで公正価値測定を適用すべきかが1つの論点である。

- (2) ヘッジ会計の方法について、公正価値の変動リスクとキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジ対象とする点ではIASB基準、FASB基準、日本基準とも共通であるが、日本基準では繰延ヘッジ会計に焦点を置く点でスタンスの差異が認められる。また、日本基準では金利スワップや為替予約の振当処理など特例処理が認められる点で、IASB基準やFASB基準とも大きく異なっている。今後、とくに包括的公正価値会計の導入のもとでヘッジ会計という「人為的会計技法」が必要かどうかという根幹的問題が問われなければならない。

「金融商品は、その経済的属性に即して公正価値で評価すべし」との原則規定の例外をなすものとして、①有価証券の保有目的区分による会計、②金融負債の評価、および③ヘッジ会計の3つがある。これらは原則からの離脱ルールをなすものなので、原則と細則との整合性の観点から検討されるべきであるとともに、細則ルール間の差異のコンバージェンスが求められる。

第1に、取得原価または償却原価によって評価される「満期保有目的の債券」は公正価値評価の原則ルールからの例外をなす。これは満期保有という経営者の意図からして、その間の金利変動による社債券の価値変動を投資業績の評価に含めるべきではないとの理由による。しかし、有価証券のすべての保有者は、本来、随時それを売却処分することが可能であるという意味では、「潜在的な短期保有者」ともいえる（古賀2000、29頁）。それ

ゆえ、学理的には満期保有目的であれ、社債券の公正価値測定によって金利変動のリスク・エクスポージャーの変化にタイムリーに対応し、適切な投資業績の評価を促進するといえる。長期的、将来的には、このような例外ルールは公正価値測定の原則ルールに向けての経過的プロセスとも位置づけられるであろう。

第2に、金融負債の公正価値測定について、IASB基準とFASB基準並びに日本基準との取り扱いに若干の差異が認められる。IAS39では負債の公正価値測定の対象としてデリバティブ負債のほかに、売買目的の負債を含めるのに対して、FASB基準並びに日本基準では原則としてデリバティブ負債のみを公正価値測定の対象としている。このように、細則ルール間で差異があると同時に、負債は一般に原価評価による点で原則規定の大きな例外をなす。これは、負債は満期前に決済され、損益を実現する可能性は極めて小さいので公正価値の変化を決算日毎に反映する必要は乏しいとの理由によるものである。しかし、金融負債もまた金融資産と同様の属性を有し、理念的には公正価値で測定すべきといえる（信用リスクの増大に伴う負債の評価益の問題については、古賀2000、30頁を参照されたい）。

また、第3に、ヘッジ会計の取り扱いについても、細則ルール間でスタンスの差異がみられるとともに、ある種の人為的会計をなすヘッジ会計は公正価値会計の原則からのもう1つの例外をなす。ヘッジ会計の具体的方法として公正価値ヘッジを重視するIASB基準やFASB基準に対して、日本基準では実務慣行的にも繰延ヘッジ会計が重視されてきた。しかも、日本基準では金利スワップ取引や為替予約について、一定の条件のもとで実

務的簡便性を考慮した特例処理が認められ、会計基準のコンバージェンスの観点からの再検討が必要とされる。しかし、JWG (2000) の提唱では、ヘッジ目的で利用されている金融商品もすべて公正価値で評価され、その変動額も発生期間の損益計算書で認識されるようにすることによって、ヘッジ会計のような特殊な会計は大幅に排除されることになる(たとえば、古賀 2001, 62-63 頁)。この場合、企業のリスク・ヘッジの実態をリスク情報の注記開示という手段で適切に提供できるかどうか、「原則」対「細則」という基本的視点からの考察が求められるであろう。

## 5 金融商品会計基準のコンバージェンスに向けての課題

最後に、「原則主義」対「細則主義」という視点から、金融商品会計基準のコンバージェンスに向けて次のような論点が提示される。

### (1) 「理論的整合性」対「実践的適用可能性」

金融商品について、理想的原則ルールとしては包括的公正価値会計が支持される。他方、実践的には活発な市場が成立しない場合など信頼性ある公正価値を入手することが困難であったり、公正価値の見積りに経営者の裁量が介入するなど評価リスクを伴うことによって、必ずしもすべての金融商品を公正価値で評価することができず、細則ルールとしては部分的公正価値会計を採らざるを得ない。とくに日本基準では、実践的適用可能性の観点から、金利スワップや為替予約の振当処理など、デリバティブ評価の原則ルールとしての公正価値測定を行わず、簡便な処理方法を特例として認めている点は、コンバージェンスをめぐる今後の論点として提起されよう。

### (2) 「独自性」対「比較可能性」

国際会計基準は、本来、財務報告の比較可能性を促進する意図のもとで導入されてきたものであるが、会計制度は各国の社会的・経済的・法的コンテキストの中で各国それぞれの制度的特性を反映した独自性を有するものである。既述の金利スワップや為替予約の特例処理は、ある意味ではわが国のビジネス慣行を尊重した独自性ある会計方法ともいえる。このように、理念的原則ルールとして比較可能性の高いルールを設定することは相対的に容易であるかもしれない。しかし、実践的細則ルールは、各国の独自性ある文化を背景とするものであり、そのコンバージェンスは決して容易ではない。

### (3) 会計理論をめぐる「原価」対「時価」(公正価値)

最後に、ファイナンス評価の原則ルールとしての公正価値がプロダクト評価の原則ルールとしても妥当するであろうか。本来、ファイナンスとプロダクトとは、その商品特性が著しく相違するものであることから、生産的利用面に注目するプロダクトは「原価の擬集＝原価評価」をなすのに対して、資本市場での投資回収の側面に焦点を置くファイナンスは「将来キャッシュ・フローの束＝公正価値評価」を原則とする(詳細は、古賀 2007 a を参照)。会計基準のコンバージェンスは、かかる商品属性に即した測定ルールを基軸とするものでなければならない。

以上、3点を指摘し、本稿のむすびに代えたい。

【主要参考文献】

- AAA Financial Accounting Standards Committee (2000), “Response to the FASB Preliminary Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value”, *Accounting Horizons*, Vol. 14 No. 4.
- (2003), “Evaluating Concepts-Based vs. Rules-Based Approaches to Standards Setting”, *Accounting Horizons*, vol. 17 No. 1.
- Alexander, D. (2007), “Globalisation of Accounting Standards: A UK Perspective”, in *Globalisation of Accounting Standards*, edited by Godfrey, J. and Chalers, K., Edward Elgar, pp. 46-63.
- Barth, M. and Landsman, W. (1995), “Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting”, *Accounting Horizons*, Vol. 9 No. 4.
- FASB (2002), *Proposal: Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, No. 1125-001.
- (2006), SFAS No. 157, *Fair Value Measurements*.
- Gaa, J. (2007), “The Place of Canada in Global Accounting Standard Setting: Principle versus Rules Approaches”, in *Globalisation of Accounting Standards*, op. cit.,
- IASB (2006), Discussion Paper, *Fair Value Measurements*.
- IASB (1997), Discussion Paper, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*.
- Joint Working Group of Standard-Setters (JWG), *Financial Instrument and Similar Items*, International Accounting Standards Committee.
- Schipper, K. (2003), “Principles-Based Accounting Standards”, *Accounting Horizons*, Vol. 17 No. 1.
- Tweedie D. and Whittington, G. (1990), “Financial Reporting: Current Problems and Their implications for Systematic Reform”, *Accounting and Business Research*, Vol. 21 No. 81.
- 古賀智敏 (1999), 『デリバティブ会計 [第2版]』森山書店。
- (2000), 「金融商品と公正価値会計」会計, 第15巻1号, 18-36頁。
- (2001), 「金融商品と包括的公正価値会計」企業会計, 第53巻6号, 58-65頁。
- (2004), 「公正価値測定の概念的構図と課題」企業会計, 第56巻12号, 18-24頁。
- (2007 a), 「会計理論の変容と経済的実質主義」会計, 第172巻3号, 1-14頁。
- (2007 b), 「会計基準のグローバル化の認識基點」産業経理, 第67巻2号, 13-21頁。